

# 京北出張所庁舎前駐車場兼多目的広場使用要綱

平成17年 4月 1日 右京区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、京北出張所庁舎前駐車場兼多目的広場（以下「広場」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の方針)

第2条 広場は、京北出張所開庁時においては、来庁者用駐車場、物品の搬出入車両の通行等本市の通常事務に使用するほか、閉庁時においては、市民のためのゆとりある快適な憩いの場又は、散策の場として使用するとともに、災害時における防災空間として使用させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次条第1項に規定する許可を受けた場合に限り、広場は、その他の行催事に使用させることができる。

(行為の制限)

第3条 広場において、次の各号に掲げる行為をしようとするものは、右京区長の許可を受けなければならない。

- (1) 催事又は集会の開催
- (2) 施設又は工作物の設営
- (3) 火器の使用
- (4) その他右京区長が定める行為

2 右京区長は、前項各号の規定に掲げる行為が次の各号に該当する場合に限り、許可をすることができる。

- (1) 本市が主催し、共催し、若しくは後援する事業又は公共的な団体が主催する事業等であること。
- (2) 庁舎の管理上、特に支障がないものであること。

3 第1項の許可を受けようとする者は、京北出張所長と内容等について事前協議を行ったうえ、京北出張所庁舎前駐車場兼多目的広場使用許可申請書（別記様式）により、使用予定日の14日前までに右京区長へ申請するものとする。

4 右京区長は、第1項の許可に広場の管理上必要な範囲で条件を付することができる。

(行為の禁止)

第4条 何人も、広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 広場内の建築物その他の工作物、設備等をき損し、又は汚損すること。
- (2) ごみその他汚物を捨てること。
- (3) 他人に、迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれのある行為をすること。
- (4) 政治的又は宗教的な集会、勧誘宣伝等の行為をすること。
- (5) 物品の販売及び商店・商品名を表示した幕、ビラ、看板等を掲出し、又は配付する等の営利を目的とした行為をすること。
- (6) 業としての映写、撮影を行うこと。
- (7) 興行を行うこと。
- (8) その他広場の使用及び管理に支障がある行為をすること。

(許可の取消し)

第5条 右京区長は、庁舎の管理上支障があると認められるときは、第3条第1項の許可を取り消すことができるものとする。

(管理義務)

第6条 使用者は利用期間中その使用に係る広場を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(地位の譲渡の禁止)

第7条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に使用させることができない。

(損害賠償)

第8条 使用者が使用期間を満了しても使用を終わらないとき、又は広場を破損し、又は滅失したときは、区長の認定により使用者においてその損害を賠償しなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。